

新たな都市計画区域マスタープラン（素案）について

都市計画課

1 要旨

広島県では各都市計画区域の中長期的視点に立った都市の将来像及び目標を定め、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域マスタープラン（以下、区域マスタープラン）を定めている。

現行の区域マスタープランの目標年が令和2年であることから、新たな区域マスタープランの策定に向け、社会情勢の変化等を踏まえて素案を作成した。

2 区域マスタープランの位置づけ

広島県総合計画及び、広島県都市計画制度運用方針を上位計画とし、都市計画区域における区域区分*の設定、主要な都市計画の決定の方針など、都市計画の基本的な方針を県民に示すとともに、各市町が行うまちづくりに反映していく。

*市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き

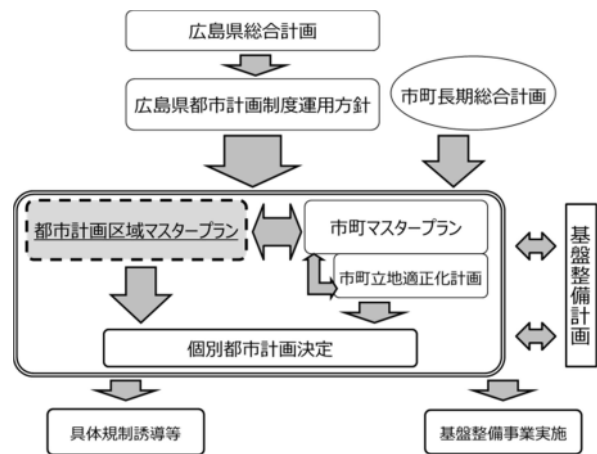


図 区域マスタープランの位置づけ

3 新たな区域マスタープランの内容

(1) 目標年次

令和12年（概ね20年後の将来を見据えつつ、今後10年間の都市計画の目標を示す）

(2) 要点

ア コンパクト＋ネットワーク型の都市

- ・人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
- ・災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
- ・集約された拠点の多様なサービスを楽しむために拠点間を結ぶネットワークの強化

イ 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市

- ・総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
- ・イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
- ・転出の抑制やU I J ターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を活かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進

ウ デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会

- ・データと新技術を活用したまちづくり（スマートシティ化）
- ・新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成

(3) 構成【資料1参照】

- ア 県内全22都市計画区域ごとに定めている現行の区域マスタープランを、3つの圏域ごとに再編
- イ 主要な都市計画の決定の方針に「安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定方針」及び「住民主体のまちづくりに関する方針」を新たに項目立て

【新たな区域マスタープランの目次構成】

- 第1章 基本的事項
- 第2章 広島県における都市の目指すべき将来像
- 第3章 都市計画の目標
- 第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針
- 第5章 主要な都市計画の決定の方針
- 第6章 各都市計画区域における課題と方針

4 今後の予定

日程	項目	内容
令和2年8月下旬	圏域内都市計画調整会議	市町等との調整（首長等）
令和2年9月3日	都市計画審議会	素案の報告
令和2年9月中旬～	パブリックコメント，縦覧，公聴会	県民意見募集
令和3年2月	都市計画審議会	案の諮問・答申
令和3年2月～	国法定協議	国土交通大臣の同意
令和3年3月	決定告示	新たな区域マスタープランの策定

【添付資料】

- 資料1 新たな都市計画区域マスタープランの要点
- 資料2 広島圏域都市計画マスタープラン（素案）概要
- 資料3 備後圏域都市計画マスタープラン（素案）概要
- 資料4 備北圏域都市計画マスタープラン（素案）概要
- 資料5 広島圏域都市計画マスタープラン（素案）
- 資料6 備後圏域都市計画マスタープラン（素案）
- 資料7 備北圏域都市計画マスタープラン（素案）

新たな都市計画区域マスタープランの要点

1. 都市づくりの基本圏域

広島県では 22 の都市計画区域を指定しており、都市計画区域ごとに中長期的視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにする「都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

本県の持続的な発展のためには、都市部だけでなく都市周辺地域も含む広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから、都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の 3 圏域を設定し、圏域を単位とした広域都市づくりを推進します。あわせて、都市計画区域マスタープランより市町マスタープランの対象範囲が広域である状態を解消するため、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

現行マスタープラン

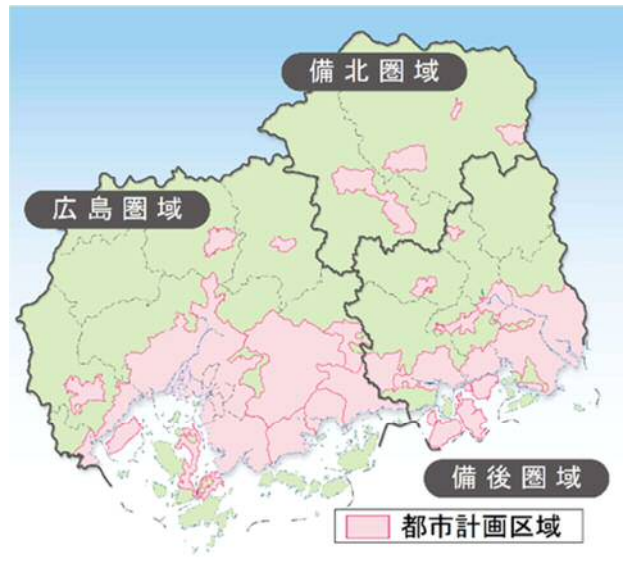
22 区域

広島圏	東広島
竹原	宮島
安芸津	江田島
川尻安浦	音戸
千代田	吉田
河内	佐伯
備後圏	上下
因島瀬戸田	
本郷	世羅甲山
御調	
三次圏	東城
庄原	西城

新たな都市計画区域マスタープラン

3 圏域

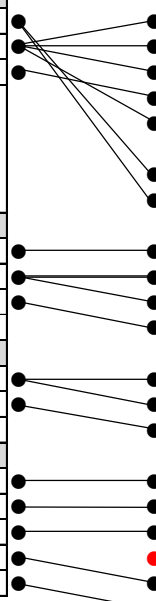
広島圏域	広島圏, 東広島, 竹原, 宮島, 安芸津, 川尻安浦, 江田島, 千代田, 吉田, 河内, 佐伯, 音戸
備後圏域	備後圏, 因島瀬戸田, 上下, 本郷, 世羅甲山, 御調
備北圏域	三次圏, 東城, 庄原, 西城



2. 目次構成の比較

現行マスタープラン	
第1章 基本的事項	
第1節 広島県の都市づくりの目標	
第2節 広島県における都市計画区域マスタープラン策定に当たっての考え方	
第3節 策定の対象範囲	
第2章 都市計画の目標	
第1節 広域的な位置づけ	
第2節 都市の将来像と都市づくりの基本目標	
第3節 将来都市構造	
第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
第1節 区域区分の有無	
第2節 区域区分の方針	
第4章 主要な都市計画の決定の方針	
第1節 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針	
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
第4節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
第5節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針	

新たな都市計画区域マスタープラン	
第1章 基本的事項	
第1節 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ	
第2節 都市づくりの基本圏域	
第3節 圏域設定の考え方	
第4節 策定の対象範囲	
第5節 目標年次	
第2章 広島県における都市の目指すべき将来像	
第1節 広島県の都市を取り巻く課題と潮流	
第2節 広島県における都市の目指すべき将来像	
第3章 都市計画の目標	
第1節 圏域の現状と課題	
第2節 圏域の目指すべき将来像	
第3節 都市計画の目標	
第4節 将来都市構造	
第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針	
第1節 区域区分の判断基準	
第2節 区域区分の有無	
第3節 区域区分の方針	
第5章 主要な都市計画の決定の方針	
第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針	
第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針	
第7節 住民主体のまちづくりに関する方針	
第6章 各都市計画区域における課題と方針	



3. 主な記載事項

第1章 基本的事項

都市計画区域マスタープランの位置づけ、圏域設定の考え方やプラン策定の対象範囲等の基本的な事項について記載。

【目標年次】令和12年（概ね20年後の将来を見据えつつ、今後10年間の都市計画の目標を示す）

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

人口減少、災害の激甚化、デジタル技術の進展、新型コロナ危機に伴う「新しい生活様式」への対応やイノベーションへの期待の高まりなど、広島県の都市を取り巻く課題と潮流を踏まえて、目指すべき5つの将来像を記載。

5つの将来像：**コンパクト+ネットワーク型の都市** **活力を生み出す都市** **魅力あふれる都市**
安全・安心に暮らせる都市 **住民主体のまちづくりが進む都市**

第3章 都市計画の目標

各圏域における現状と課題を分析し、5つの将来像ごとに設定した都市計画の目標、拠点配置とその連携を示した将来都市構造図を記載。

デジタル技術やデータなどを最大限活用して、生活サービスの維持向上に努めること、クリエイティブな人材や産業を呼び込むまちづくりでイノベーションを促すこと、都市と自然が近接する広島県の強みを活かし、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図ることなどを目標設定。

第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

線引き設定の有無と、線引きを設ける際は目標年次における概ねの市街化区域面積を記載。

第5章 主要な都市計画の決定の方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・持続可能な都市を目指し、市街地の無秩序な拡大抑制、まちなか居住の促進等の方針を記載
- ・住宅地、商業地、工業地といった主要用途の配置の方針等
- ・歩行空間の拡大等による、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出について記載

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・道路、港湾、河川、砂防などの都市施設の整備方針
- ・新たに加えた砂防施設の整備箇所を含む、概ね10年以内に整備する主要な都市施設を記載

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業などの活用に関する方針や事業箇所を記載

第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

- ・災害リスクの高い区域の土地利用制限、建築物の耐震化等による災害に強い市街地形成の方針等

第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・公園・緑地の整備方針や、新型コロナ危機を踏まえた近隣公園等の一層の充実について記載
- ・緑の基本計画の策定促進や風致地区の指定などに関する方針

第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

- ・地域資源を活かして地域ブランドを確立させるため、伝統的建造物群保存地区や景観地区などの都市計画決定の方針を記載

第7節 住民主体のまちづくりに関する方針

- ・エリアマネジメント等の取組支援、まちづくりに関する情報提供や人材育成などの方針

第6章 各都市計画区域における課題と方針

各都市計画区域について、広域的な位置づけや課題、第5章に示す圏域全体の主要な都市計画の決定の方針を踏まえた各方針の特記事項を記載。

広島圏域都市計画マスタープラン(素案) 概要

第1章 基本的事項

1 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものです。

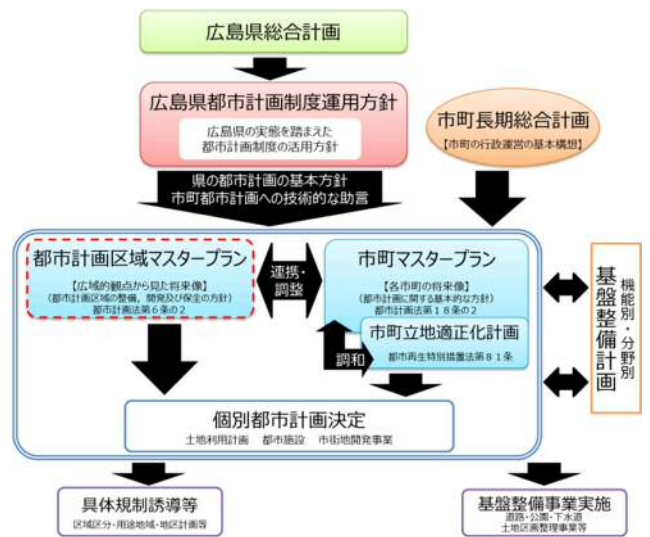
☛上位計画との関係

・**新ビジョン**: 県の新たな総合計画(策定中)

■特性を生かした適散・適集な地域づくり

- ①県全体の発展を牽引する魅力ある都市の形成
- ②自然豊かで分散を生かした中山間地域の形成
- ③利便性の高い集約型都市構造の形成

・**広島県都市計画制度運用方針**: (令和元年12月策定)
県における都市計画制度の運用方法を定めた指針

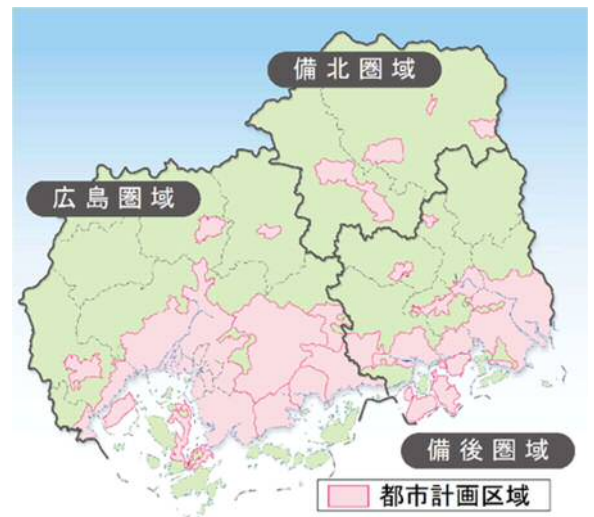


2 策定の対象範囲

本プランでは、広域都市づくりに向けて設定した3つの圏域のうち、8市7町からなる広島圏域を対象とします。

☛日常生活上の結びつき等から圏域設定

- ・通勤、通学、入院に伴う都市間の流出・流入人口
- ・都市の地理的位置関係による検証
- ・広島県土地利用基本計画との整合



3 広島圏域

広島圏域		面積	人口
構成市町	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町	432,431 (ha)	1,988,121 (人) H27 時点データ
都市計画区域	▶ 線引き都市計画区域 広島圏, 東広島, ▶ 非線引き都市計画区域 竹原, 宮島, 安芸津, 川尻安浦, 江田島, 千代田, 吉田, 河内, 佐伯, 音戸	151,916 (ha)	1,866,798 (人) H27 時点データ



4 目標年次

基準年次	目標年次
平成 27 (2015) 年	令和 12 (2030) 年

※) 最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、概ね10年以内の都市計画の目標を定めます。

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

1 広島県の都市を取り巻く課題と潮流

都市構造の視点	国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点	県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点
①低密度に拡散した市街地 ②中山間地域等における既存集落の居住環境 ③デジタル技術の進展	①都市間競争の激化 ②移住・定住に対する意識の高まり ③交流人口の増加 ④多様な人材をひきつけるまちづくり	①ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念 ②日常生活サービスの維持・向上 ③災害・地球環境問題 ④住民ニーズや価値観の多様化 ⑤「新しい生活様式」への対応

☛ デジタル技術の進展

デジタル技術とデータなどを積極的活用することで、都市や地域が抱える問題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組が始まっています。

☛ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与え、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術を急速に普及させる一方で、人と人の密を避ける自宅近くの公園の価値が再評価されるなど、ライフスタイルや価値観を変化させ、地方都市が見直される変化を生じさせています。この変化を地域の活性化に繋げるためには、「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない地域特性を活かした広島らしいライフスタイルを実現させる、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図る必要があります。

2 広島県における都市の目指すべき将来像

コンパクト+ネットワーク型の都市

住民主体のまちづくりが進む都市

安全・安心に暮らせる都市

活力を生み出す都市

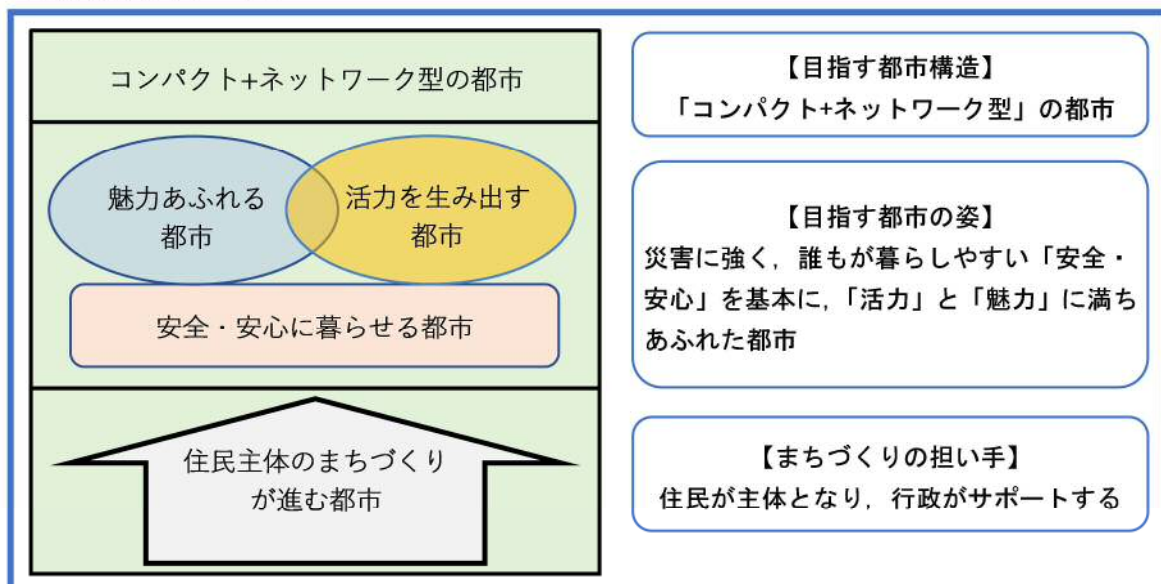
魅力あふれる都市

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築します。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていきます。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していきます。

<将来像のイメージ>



第3章 都市計画の目標

1 圏域の目指すべき将来像

中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

広島圏域は広島県の中核圏域として、広島県全体の発展を牽引していくとともに、中四国地方全体の発展を牽引していく役割を担います。

また、原爆ドームや厳島神社といった強力な地域ブランドを核とする国際的な知名度や、モノづくりに関する世界有数の伝統技術を強みに、ヒト・モノ・情報等を世界へ発信する国際協力、国際貢献の拠点となる圏域を目指します。

2 都市計画の目標

(1) コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少や高齢化が進展する中、持続的な圏域を形成していくために、圏域の中心市である広島市への高次都市機能の一層の集積を図るとともに、周辺市町とのネットワークの形成により、都市機能の相互補完を促進し、デジタル技術とデータなども活用しながら、圏域全体で商業、医療等の高度で質の高い多様なサービスを楽しむことができる環境を構築します。

(2) 活力を生み出す都市

中四国地方の中核都市としての役割を担う広島市を中心に、クリエイティブな人材や産業を惹きつけ、イノベーションを通じた、活力を生み出す都市づくりに取り組み、東京圏への人・モノ・金・情報の過度な集中を是正し、広島県及び中四国地方の自立・発展を牽引する経済活力とにぎわいに満ちたローカル経済圏の構築を目指します。

広島市では、高次都市機能の集積促進や、デザイン性に優れた都市空間の形成、国際交流等の振興を図ります。

(3) 魅力あふれる都市

世界文化遺産である原爆ドームや厳島神社等を中心とした国際観光交流都市づくりを推進するとともに、重要伝統的建造物群保存地区のまちなみ等の歴史的資源、豊かな自然環境などを各地域の魅力資源としてまちづくりに活用し、相互に連携を図ることで、圏域全体の魅力向上を推進します。

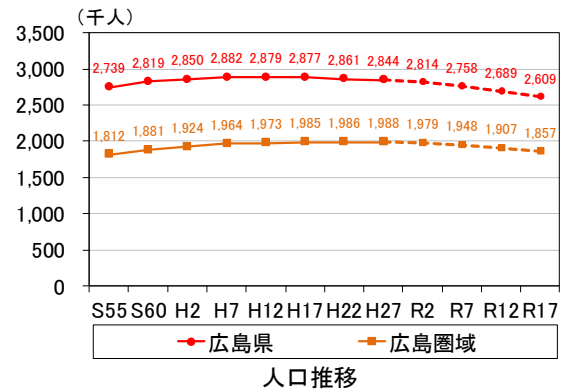
都市の中心部においては、歩行空間の拡大や、公園・緑地の充実等で、開放的でゆとりある都市空間を確保するとともに、居住エリアにおいては、住宅地の再生等を通じ、豊かな自然・緑にあふれた居住環境を創出することで、都市生活と自然が程よく融合した魅力ある都市の形成に努めます。

(4) 安全・安心に暮らせる都市

激甚化する自然災害や懸念される南海トラフ地震等の広域災害の発生に対し、総合的な防災・減災対策によって、安全・安心に暮らせる都市づくりを推進します。また、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住していることから、災害リスクの高い区域の都市的土地利用の制限を行い、災害リスクの低い区域への居住の誘導に取り組みます。

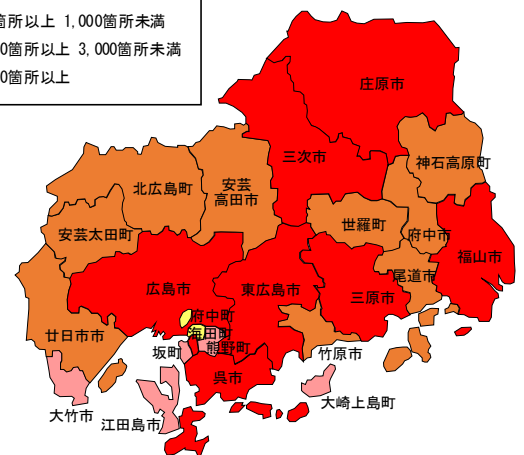
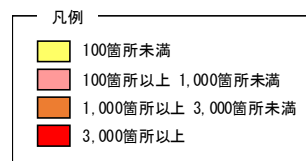
(5) 住民主体のまちづくりが進む都市

まちづくりを担う人材の育成と活躍できる環境の整備に努めるとともに、住民やまちづくり団体などと行政が協働することで、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目指します。



(上) 原爆ドーム (広島市)

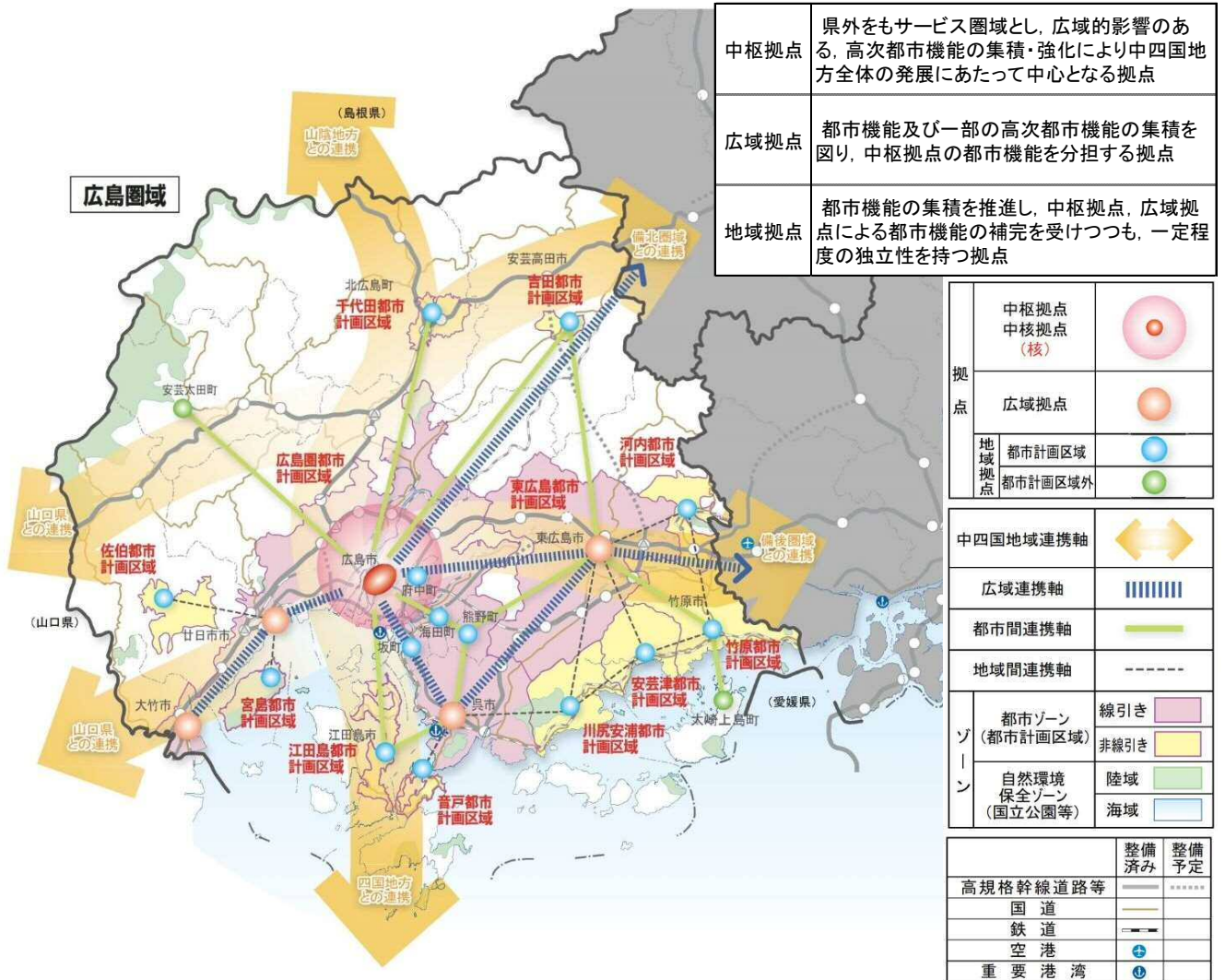
重要伝統的建築物群保存地区
(右上) 御手洗地区 (呉市)
(右下) 竹原地区 (竹原市)



土砂災害警戒区域の指定状況

(参考) 広島圏域レッド内人家戸数 27,977 戸
(R2.3月時点)

3 将来都市構造



第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き設定の有無

都市計画区域	区域区分	理由
広島圏都市計画区域	有	政令指定都市である広島市を含む都市計画区域のため都市計画法により義務付け
東広島都市計画区域	有	現在、区域区分を定めており、今後とも一定の都市の成長が予想される
竹原都市計画区域 宮島都市計画区域 安芸津都市計画区域 川尻安浦都市計画区域 江田島都市計画区域 千代田都市計画区域 吉田都市計画区域 河内都市計画区域 佐伯都市計画区域 音戸都市計画区域	無	現在、区域区分を定めておらず、今後も、区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと推察される

2 線引き都市計画区域における将来の市街化区域面積

都市計画区域	基準年次 (平成27年)	目標年次 (令和12年)
広島圏都市計画区域	24,757 ha	概ね 25,270 ha
東広島都市計画区域	2,736 ha	概ね 3,543 ha

目標年次の市街化区域面積は将来推計に基づく計画枠で、増加分は工業地枠が主。

第5章 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・立地適正化計画の作成を促進し、市街化区域内及び非線引き都市計画区域の用途地域内において、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定します。これにより、長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図るとともに、都市機能の集約を図り、日常生活サービスを効率的に提供します。
- ・市街化調整区域における市街化区域との隣接部について、スプロールを抑制する観点から、50戸連たんなどの開発許可は、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや、廃止を行います。
- ・歩行空間の拡大や公園・緑地の充実など、ゆとりある空間をまちなかに形成します。
- ・新型コロナ危機後の社会において、地方への移住ニーズが高まる中で、都市と自然が近接する広島県の強み等を活かし、ライフスタイルに応じたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図ります。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

【交通施設】

- ・**道路**：中四国地方の発展を牽引するため、県境を越える井桁状高速道路ネットワークを最大限に活用し、これを補完する直轄国道や地域高規格道路などの整備により、広域道路ネットワークの形成を推進します。あわせて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、交通施設の長寿命化等を実現し、良質な社会資本ストックの確保に努めます。

公共交通への自動運転導入の検討やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、利便性の高い公共交通サービスの形成を促進します。

- ・**鉄道**：JR広島駅では、路面電車乗降場の再整備に取り組み、広島市中心部へのアクセスの定時性や速達性の確保による利便性の向上を図ることとしています。
- ・**港湾**：広島港では、物流基盤の強化及び産業基盤の形成を図るとともに、高速道路へのアクセス改善等による交通ネットワークとの連携強化により、輸送の効率化及び利用促進を図ります。加えて、旅客ターミナル整備などにより、交流機能の強化を図ります。
- ・**空港**：広島空港は、東南アジアを中心とした新規路線誘致による航空ネットワークの拡充や、空港施設機能の充実を図るとともに、空港アクセスの強化に取り組みます。

【下水道及び河川】

- ・**下水道**：立地適正化計画や財政状況等を踏まえ、地域の実情に合わせた処理区域の見直しなどを行いながら、流域下水道、及び公共下水道の整備促進を図ります。また、効率的な下水道事業運営のため、市町の枠を超えた広域化・共同化の取組を推進していきます。
- ・**河川**：一級河川太田川水系、二級河川沼田川水系等の各河川において、優先度の高い箇所から河川改修を進めるとともに、南海トラフ地震の発生等に備え津波や液状化対策を行います。

【防砂の施設（砂防設備等）】

- ・自然災害から住民の生命を守るため、被災地の砂防堰堤等の整備を最優先に取り組むとともに、代替施設のない大規模避難所や住宅密集地等を保全する箇所を優先的に整備します。また、防災知識の普及啓発などソフト対策の充実・強化を図り、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策に取り組めます。



交通施設の整備方針図

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などを活用し、建替えの促進や土地の高度利用を図ります。さらに、特定都市再生緊急整備地域の指定（※予定）されている区域においては、国際競争力の強化に資する市街地開発事業を促進します。

事業名	場所
向洋駅周辺青崎土地地区画整理事業	広島市南区
向洋駅周辺土地地区画整理事業	府中町 JR 向洋駅周辺一帯
西広島駅北口土地地区画整理事業	広島市西区
新開土地地区画整理事業	竹原市竹原町、下野町
八本松駅前土地地区画整理事業	東広島市八本松飯田、原
廿日市市新機能都市開発事業（平良・佐方丘陵開発地区）	廿日市市上平良外

4 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

- ・市町で作成する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域を含まないものとします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内などで行う防災対策・安全確保策を定めるものとします。
- ・市街化区域内の災害リスクの高い区域については、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。
- ・災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用し、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行います。

5 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保に努めることとし、次の都市基幹公園の整備を推進するとともに、新型コロナ危機を契機に自宅近くの公園・緑地が再評価されていることを踏まえて一層の充実を図ることとします。

整備箇所 中央公園(サッカースタジアム含む)、バンブー・ジョイ・ハイランド、東広島運動公園、海田総合公園等

- ・広島圏域の豊かな自然環境や都市農地については、その多面的機能を保全する観点から、森林や農地などに関する関連法令との連携や風致地区の指定、田園住居地域や生産緑地地区の指定などに努めます。

6 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

- ・地域ブランドを確立させ圏域内外の人を惹きつける、魅力あふれる都市を実現するため、地域資源を活かした魅力的な景観の保全・形成に努めることとし、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。また、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努めます。

7 住民主体のまちづくりに関する方針

- ・住民主体のまちづくりが進む都市を実現するため、まちづくりの手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援を行うとともに、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供、都市計画基礎調査データの活用・提供といった環境の整備を推進します。

第6章 各都市計画区域における課題と方針

都市計画区域	主要な都市計画の決定の方針
広島圏	高次都市機能が集積する広島市と拠点間を結ぶ(国)2号東広島・安芸バイパス等の幹線道路を整備し、交通ネットワークを構築します。また、広島市東部地区連続立体交差事業を実施し、JR山陽本線、呉線の高架化を推進します。
東広島	西条第2地区、八本松駅南側地区、広島大学周辺地区など、計画的に市街地形成を進める地区では、魅力ある居住環境の創出を図ります。また、(国)2号安芸バイパスの整備により、現道の渋滞緩和を図るとともに、空港アクセスのリダンダンシーを確保します。
竹原	新開地区において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。
宮島	全域で特別史跡などの指定を受けており、世界文化遺産にも登録されている、瀨山を中心とした森林等、文化財や自然環境の保全を前提とした適切な土地利用を推進します。
安芸津	市街地の利便性や快適性の向上を図るため、国道185号安芸津バイパスの整備を推進します。
川尻安浦	呉市景観計画に基づき、野呂山からの山と多島美の眺望をはじめとした良好な景観の保全を図ります。
江田島	旧海軍兵学校を中心とした歴史的資源などの個性豊かな地域資源を保全します。
千代田	芸北エリア最大の産業集積地として、生産活動の利便性の維持・増進を図ります。
吉田	市街地の利便性や快適性の向上を図るため、(主)吉田豊栄線等の幹線道路整備を推進します。
河内	県立自然公園に指定されている竹林寺用倉山や白竜湖などに代表される自然景観の保全を図るとともに、広島空港との近接性を活かして観光資源としての活用を図ります。
佐伯	森林や小瀬川などの河川等の自然環境が生み出す自然景観を保全します。また、佐伯総合スポーツ公園とともに圏域のレクリエーションの場として活用を図ります。
音戸	呉市景観計画に基づき、古くから瀬戸内海交通の要衝である音戸の瀬戸など、島の歴史と自然の景観の保全を図ります。

備後圏域都市計画マスタープラン(素案) 概要

第1章 基本的事項

1 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものです。

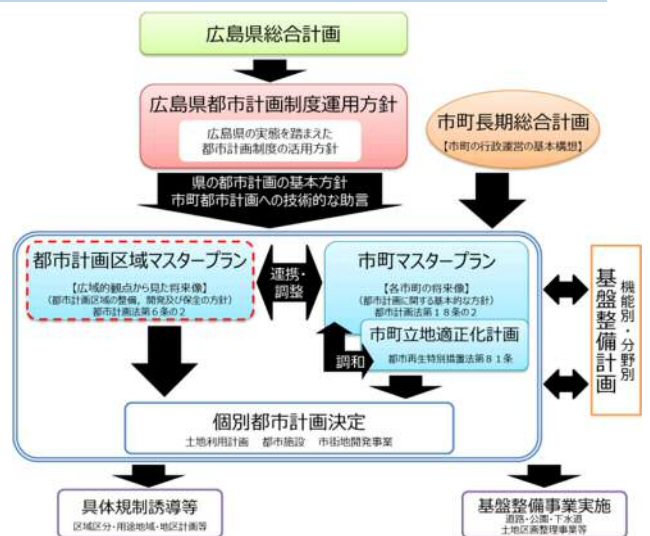
☛上位計画との関係

・**新ビジョン**: 県の新たな総合計画(策定中)

■特性を生かした適散・適集な地域づくり

- ①県全体の発展を牽引する魅力ある都市の形成
- ②自然豊かで分散を生かした中山間地域の形成
- ③利便性の高い集約型都市構造の形成

・**広島県都市計画制度運用方針**: (令和元年12月策定)
県における都市計画制度の運用方法を定めた指針



2 策定の対象範囲

本プランでは、広域都市づくりに向けて設定した3つの圏域のうち、4市2町からなる備後圏域を対象とします。

☛日常生活上の結びつき等から圏域設定

- ・通勤、通学、入院に伴う都市間の流出・流入人口
- ・都市の地理的位置関係による検証
- ・広島県土地利用基本計画との整合



3 備後圏域

備後圏域		面積	人口
構成市町	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅町, 神石高原町	213,067 (ha)	765,254 (人) H27 時点データ
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 線引き都市計画区域 備後圏 ➢ 非線引き都市計画区域 因島瀬戸田, 上下, 本郷, 世羅甲山, 御調 	70,705 (ha)	685,505 (人) H27 時点データ



4 目標年次

基準年次	目標年次
平成 27 (2015) 年	令和 12 (2030) 年

※) 最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、概ね10年以内の都市計画の目標を定めます。

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

1 広島県の都市を取り巻く課題と潮流

都市構造の視点	国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点	県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点
①低密度に拡散した市街地 ②中山間地域等における既存集落の居住環境 ③デジタル技術の進展	①都市間競争の激化 ②移住・定住に対する意識の高まり ③交流人口の増加 ④多様な人材をひきつけるまちづくり	①ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念 ②日常生活サービスの維持・向上 ③災害・地球環境問題 ④住民ニーズや価値観の多様化 ⑤「新しい生活様式」への対応

☛ デジタル技術の進展

デジタル技術とデータなどを積極的活用することで、都市や地域が抱える問題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組が始まっています。

☛ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与え、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術を急速に普及させる一方で、人と人の密を避ける自宅近くの公園の価値が再評価されるなど、ライフスタイルや価値観を変化させ、地方都市が見直される変化を生じさせています。この変化を地域の活性化に繋げるためには、「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない地域特性を活かした広島らしいライフスタイルを実現させる、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図る必要があります。

2 広島県における都市の目指すべき将来像

コンパクト+ネットワーク型の都市

住民主体のまちづくりが進む都市

安全・安心に暮らせる都市

活力を生み出す都市

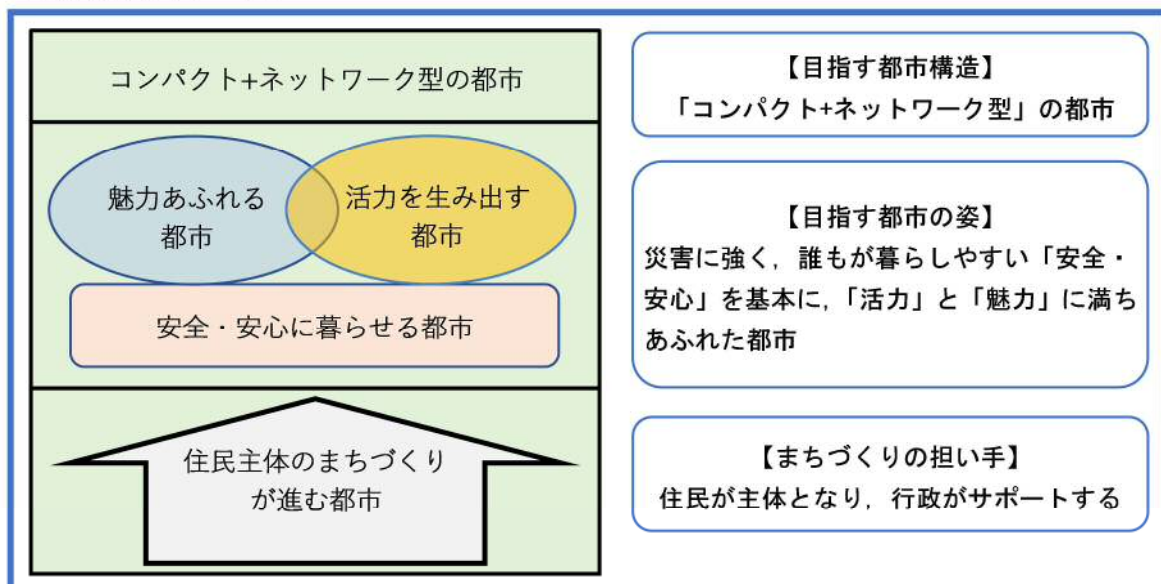
魅力あふれる都市

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築します。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていきます。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していきます。

<将来像のイメージ>



第3章 都市計画の目標

1 圏域の目指すべき将来像

瀬戸内海中央部の発展を牽引する魅力と活力にあふれる備後圏域

備後圏域は、ものづくり産業を中心に多くの上場企業やオンリーワン・ナンバーワン企業を生み出す革新的な風土が根付いた中四国地方の経済の要衝として、瀬戸内海中央部の発展を牽引していく役割を担います。

また、陸海空の恵まれた広域交通基盤と、歴史文化資源や豊かな自然環境など多様で魅力的な地域資源を有するポテンシャルを活かした定住・交流人口の拡大による地域活性化を目指します。

2 都市計画の目標

(1) コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少や高齢化が進展する中、持続的な圏域を形成していくために、備後圏域の中心市として福山市における高次都市機能の集積を図るとともに、周辺市町とのネットワークの形成により、都市機能の相互補完を促進し、デジタル技術とデータなどを活用しながら、圏域全体で商業、医療等の高度で質の高い多様なサービスを楽しむことができる環境を構築します。

(2) 活力を生み出す都市

オンリーワン・ナンバーワン企業をはじめとした多様な産業集積と、陸海空の広域交通拠点の有するという特長を活かして、山陰や四国、岡山県、さらには全国と連携したものづくり産業や都市機能の集積を図ります。

クリエイティブな人材や企業を惹きつけ、創造性が高く先進的なものづくりが創出される魅力ある都市づくりに取り組むことで、交流・連携を一層促進し、地域産業のイノベーション等を通じた活力の創出を図ります。

(3) 魅力あふれる都市

鞆地区をはじめ、多様な歴史・文化資源の保存・活用を推進するとともに、瀬戸内海の多島美を体感できるしまなみ海道のサイクリングロードや、帝釈峡などの優れた自然環境を積極的に活用して広域的な交流の拡大を図ります。

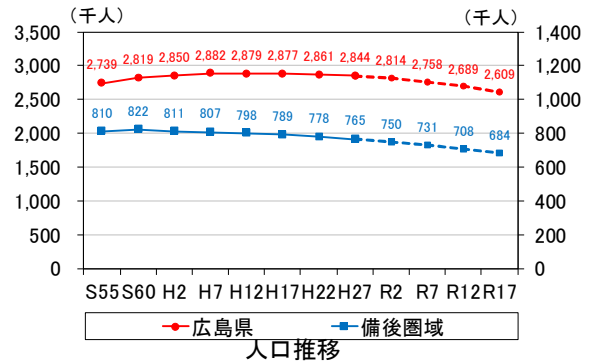
都市の中心部においては、歩行空間の拡大や、公園・緑地の充実等で、開放的でゆとりある都市空間を確保するとともに、居住エリアにおいては、住宅地の再生等を通じ、豊かな自然・緑にあふれた居住環境を創出することで、都市生活と自然が程よく融合した魅力ある都市の形成に努めます。

(4) 安全・安心に暮らせる都市

激甚化する自然災害や懸念される南海トラフ地震等の広域災害の発生に対し、総合的な防災・減災対策によって、安全・安心に暮らせる都市づくりを推進します。また、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住していることから、災害リスクの高い区域の都市的土地利用の制限を行い、災害リスクの低い区域への居住の誘導に取り組みます。

(5) 住民主体のまちづくりが進む都市

まちづくりを担う人材の育成と活躍できる環境の整備に努めるとともに、住民やまちづくり団体などと行政が協働することで、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目指します。



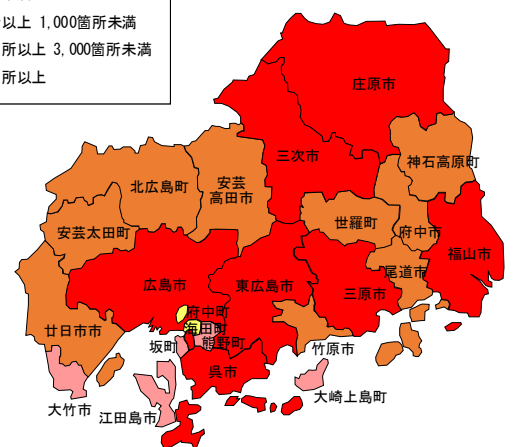
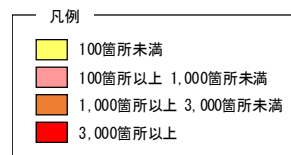
(左上) 鞆地区



(右上) 比婆道後帝釈国定公園



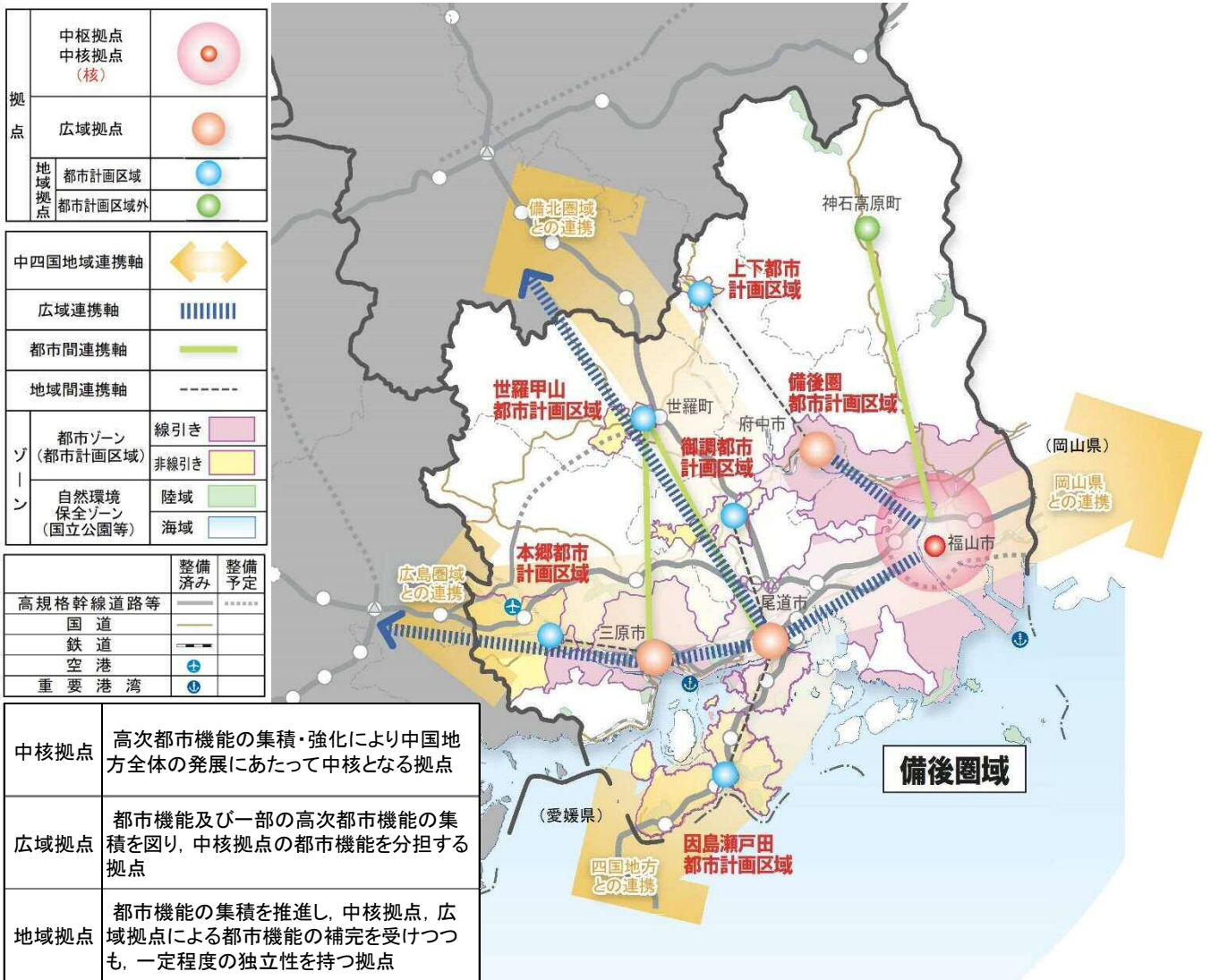
(右下) しまなみ海道



土砂災害警戒区域の指定状況

(参考) 備後圏域レッド内人家戸数 13,611 戸
(R2.3月時点)

3 将来都市構造



第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き設定の有無

都市計画区域名	区域区分	理由
備後圏都市計画区域	有	現在、区域区分を定めており、今後とも一定の都市の成長が予想される
因島瀬戸田都市計画区域 上下都市計画区域 本郷都市計画区域 世羅甲山都市計画区域 御調都市計画区域	無	現在、区域区分を定めておらず、今後も、区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと推察される

2 線引き都市計画区域における将来の市街化区域面積

都市計画区域	基準年次 (平成27年)	目標年次 (令和12年)
備後圏都市計画区域	14,213 ha	概ね 15,005 ha

目標年次の市街化区域面積は将来推計に基づく計画枠で、増加分は工業地枠が主。

第5章 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・立地適正化計画の作成を促進し、市街化区域内及び非線引き都市計画区域の用途地域内において、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定します。これにより、長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図るとともに、都市機能の集約を図り、日常生活サービスを効率的に提供します。
- ・市街化調整区域における市街化区域との隣接部について、スプロールを抑制する観点から、50戸連たんなどの開発許可は、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや、廃止を行います。
- ・歩行空間の拡大や公園・緑地の充実など、ゆとりある空間をまちなかに形成します。
- ・新型コロナ危機後の社会において、地方への移住ニーズが高まる中で、都市と自然が近接する広島県の強み等を活かし、ライフスタイルに応じたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図ります。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

【交通施設】

- ・**道路**：瀬戸内海中央部の発展を牽引するため、県境を越える井桁状高速道路ネットワークを最大限に活用し、これを補完する直轄国道や地域高規格道路などの整備により、広域道路ネットワークの形成を推進します。あわせて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、交通施設の長寿命化等を実現し、良質な社会資本ストックの確保に努めます。

公共交通への自動運転導入の検討やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、利便性の高い公共交通サービスの形成を促進します。

- ・**鉄道**：JR山陽本線、JR呉線、JR福塩線等の輸送改善、路線バス、旅客フェリーとの間の乗換えの利便性の向上など、公共交通機関の機能強化と利用促進を図ります。
- ・**港湾**：福山港や尾道糸崎港では、地域産業の持続的発展や国際的競争力強化を支援するため、ふ頭再編や航路・泊地整備等により、輸送の効率化及び利用促進を図るとともに、尾道糸崎港では、新たな交流拠点としてふさわしい設備等を整備し、賑わい空間の創出を図ります。

- ・**空港**：広島空港は、東南アジアを中心とした新規路線誘致による航空ネットワークの拡充や、空港施設機能の充実を図るとともに、空港アクセスの強化に取り組みます。

【下水道及び河川】

- ・**下水道**：立地適正化計画や財政状況等を踏まえ、地域の実情に合わせた処理区域の見直しなどを行いながら、流域下水道、及び公共下水道の整備促進を図ります。また、効率的な下水道事業運営のため、市町の枠を超えた広域化・共同化の取組を推進していきます。
- ・**河川**：一級河川芦田川水系、高梁川水系や、二級河川沼田川水系、手城川水系等の各河川において、優先度の高い箇所から河川改修を進めるとともに、南海トラフ地震の発生等に備え、津波や液状化対策を行います。

【防砂の施設（砂防設備等）】

- ・自然災害から住民の生命を守るため、被災地の砂防堰堤等の整備を最優先に取り組むとともに、代替施設のない大規模避難所や住宅密集地等を保全する箇所を優先的に整備します。また、防災知識の普及啓発などソフト対策の充実・強化を図り、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策に取り組みます。



3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・都市再生緊急整備地域に指定されている福山駅南地域においては、細分化された敷地の共同化や市街地再開事業等の実施により、老朽化した建築物の一体的な更新を図るとともに、空き店舗・空き地等の遊休不動産を活用したリノベーションによって、にぎわいの創出を図ります。

事業名	場所
東本通土地区画整理事業	三原市本郷南三丁目～四丁目周辺
水呑三新田土地区画整理事業	福山市水呑町
川南土地区画整理事業	福山市神辺町大字川南
(仮称)丁卯新涯地区市街地整備事業	福山市高西町、尾道市高須町

4 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

- ・市町で作成する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域を含まないものとします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内などで行う防災対策・安全確保策を定めるものとします。
- ・市街化区域内の災害リスクの高い区域については、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。
- ・災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用し、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行います。

5 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保に努めることとし、次の都市基幹公園の整備を推進するとともに、新型コロナ危機を契機に自宅近くの公園・緑地が再評価されていることを踏まえて一層の充実を図ることとします。

整備箇所 せら県民公園、福山城公園、緑町公園、服部大池公園、富谷公園

- ・備後圏域の豊かな自然環境や都市農地については、その多面的機能を保全する観点から、森林や農地などに関する関連法令との連携や風致地区の指定、田園住居地域や生産緑地地区の指定などに努めます。

6 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

- ・地域ブランドを確立させ圏域内外の人を惹きつける、魅力あふれる都市を実現するため、地域資源を活かした魅力的な景観の保全・形成に努めることとし、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。また、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努めます。

7 住民主体のまちづくりに関する方針

- ・住民主体のまちづくりが進む都市を実現するため、まちづくりの手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援を行うとともに、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供、都市計画基礎調査データの活用・提供といった環境の整備を推進します。

第6章 各都市計画区域における課題と方針

都市計画区域	主要な都市計画の決定の方針
備後圏	岡山県西部を含めた、より広域の経済活動や住民の快適な暮らしを支える役割を担います。このため、高次都市機能が集積する福山市と拠点間を結ぶ幹線道路を整備し、集約型都市間連携を支える交通ネットワークを構築するとともに、福山西環状線などの都市の骨格となる放射・環状型幹線道路網の整備による市街地内の道路交通ネットワークの強化を図ります。
因島 瀬戸田	備後圏都市計画区域と連携しつつ、周辺島しょ部を含めた瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興の中心的役割を担います。このため、支所周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、(国)317号などの幹線道路の整備を推進します。
上下	府中市や福山市の中心部による機能補完を受けつつ、地域住民の暮らしを支える役割を担います。このため、JR上下駅周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図ります。また、旧石州街道の宿場町の白壁などの歴史的景観の保全・活用を図ります。
本郷	人流・物流の拠点である広島空港を有しており、国内外との交流拠点としての役割を担います。このため、広島空港や山陽自動車道IC周辺において、工場移転や新たな企業立地の受け皿となる新規工業地や流通業務団地の整備を図ります。
世羅 甲山	中国横断自動車道尾道松江線周辺地域の振興に向けた先導的役割を担います。このため、町役場周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、自然に育まれた緑豊かな農村風景を生かした中世庄園文化を継承する美しいまちづくりを図り、いつまでも住み続けたい日本一のふるさとを目指します。
御調	中国横断自動車道尾道松江線周辺地域の振興に向けた先導的役割を担います。このため、支所周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、(国)486号などの幹線道路の整備を推進します。

備北圏域都市計画マスタープラン(素案) 概要

第1章 基本的事項

1 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものです。

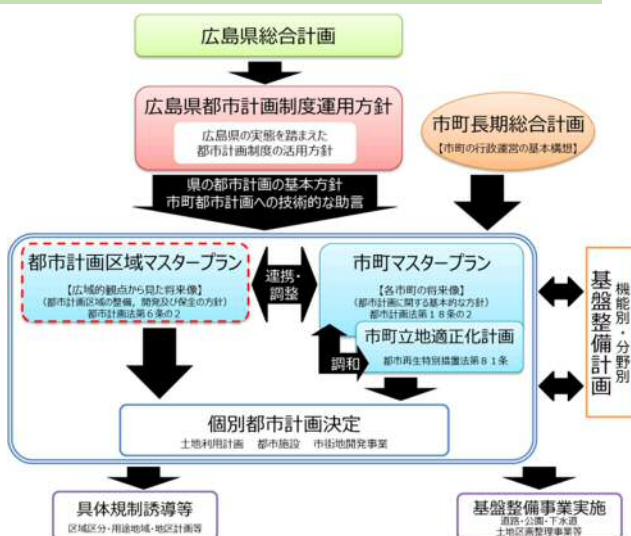
☛上位計画との関係

・新ビジョン: 県の新たな総合計画(策定中)

■特性を生かした適散・適集な地域づくり

- ①県全体の発展を牽引する魅力ある都市の形成
- ②自然豊かで分散を生かした中山間地域の形成
- ③利便性の高い集約型都市構造の形成

・広島県都市計画制度運用方針:(令和元年12月策定)
県における都市計画制度の運用方法を定めた指針



2 策定の対象範囲

本プランでは、広域都市づくりに向けて設定した3つの圏域のうち、2市からなる備北圏域を対象とします。

☛日常生活上の結びつき等から圏域設定

- ・通勤、通学、入院に伴う都市間の流出・流入人口
- ・都市の地理的位置関係による検証
- ・広島県土地利用基本計画との整合



3 備北圏域

備北圏域		面積	人口
構成市町	三次市, 庄原市	202,463 (ha)	90,615 (人) H27 時点データ
都市計画区域	▶ 非線引き都市計画区域 三次圏, 東城, 庄原, 西城	16,692 (ha)	51,772 (人) H27 時点データ



4 目標年次

基準年次	目標年次
平成 27 (2015) 年	令和 12 (2030) 年

※) 最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、概ね10年以内の都市計画の目標を定めます。

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

1 広島県の都市を取り巻く課題と潮流

都市構造の視点	国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点	県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点
①低密度に拡散した市街地 ②中山間地域等における既存集落の居住環境 ③デジタル技術の進展	①都市間競争の激化 ②移住・定住に対する意識の高まり ③交流人口の増加 ④多様な人材をひきつけるまちづくり	①ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念 ②日常生活サービスの維持・向上 ③災害・地球環境問題 ④住民ニーズや価値観の多様化 ⑤「新しい生活様式」への対応

☛ デジタル技術の進展

デジタル技術とデータなどを積極的活用することで、都市や地域が抱える問題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組が始まっています。

☛ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与え、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術を急速に普及させる一方で、人と人の密を避ける自宅近くの公園の価値が再評価されるなど、ライフスタイルや価値観を変化させ、地方都市が見直される変化を生じさせています。この変化を地域の活性化に繋げるためには、「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない地域特性を活かした広島らしいライフスタイルを実現させる、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図る必要があります。

2 広島県における都市の目指すべき将来像

コンパクト+ネットワーク型の都市

住民主体のまちづくりが進む都市

安全・安心に暮らせる都市

活力を生み出す都市

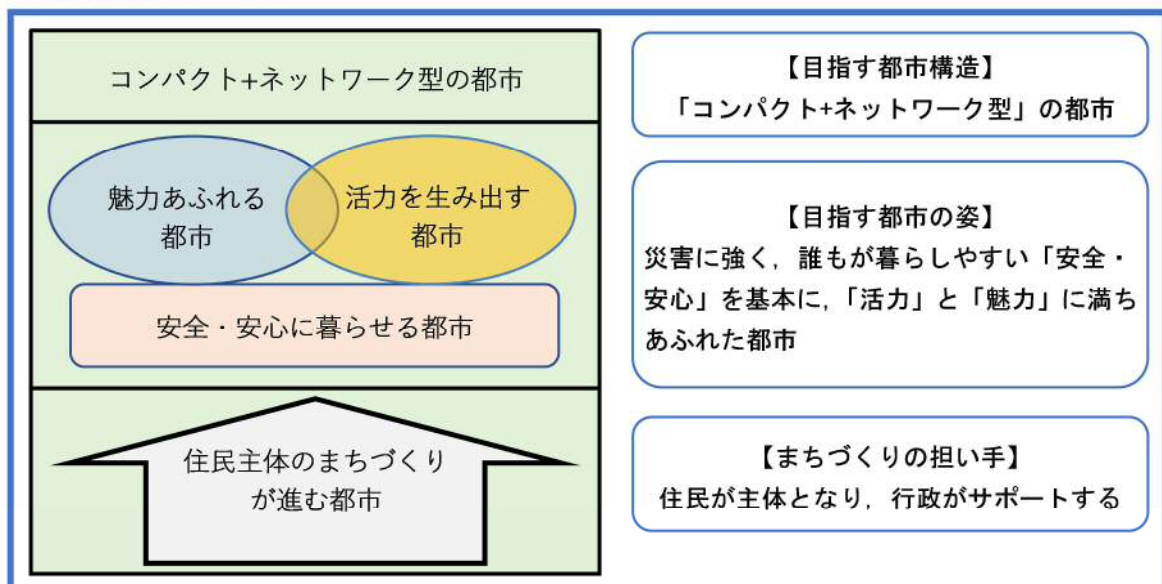
魅力あふれる都市

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築します。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作上げていきます。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していきます。

<将来像のイメージ>



第3章 都市計画の目標

1 圏域の目指すべき将来像

豊かな自然との共生と多彩な交流による魅力あふれる備北圏域

備北圏域では、地域でこれまで育ててきた中国山地の美しい自然と人の営みが調和する里山文化の継承による、都市と豊かな自然環境が共生した魅力あふれる圏域の形成を目指します。

また、山陽と山陰、さらには関西圏と九州圏を結ぶ十字路に位置する地理的優位性を活かした関係人口の拡大や産業の活性化により持続的に発展する圏域を目指します。

2 都市計画の目標

(1) コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少下においても、備北圏域が次世代にわたって安心して住み続けることができる持続可能な地域であり続けるために、JR駅等の交通結節点や市役所・支所周辺地区等の生活利便性の高い地域において、都市機能の集積や居住の誘導を図るとともに、デジタル技術とデータなどを最大限活用して、生活サービスの確保やコミュニティの維持に取り組みます。加えて、利便性の高い生活交通体系づくりを推進し、圏域の豊かな暮らしを支えます。

(2) 活力を生み出す都市

中国地方の中央部に位置する地理的条件、広域交通ネットワークの結節点を有する地理的優位性を活かし、他圏域や近隣県等との連携を強化することで、既存産業の活性化、新産業やサテライトオフィスの誘致による雇用の確保、定住人口等の拡大による活力の創出を図ります。

また、新型コロナ危機を契機に新しい働き方の急速な普及が見込まれており、これまで以上に豊かな自然環境に恵まれた中山間地域の暮らしが見直される中、二地域居住など地域外の人材が地域と多様な形で関わる関係人口等の拡大を図る必要があります。

(3) 魅力あふれる都市

市街地を取り囲む森林や里山の保全・再生を図り、豊かな自然・緑にあふれた、ゆとりと魅力ある居住環境の創出を図りながら、各拠点都市をつなぎ、都市生活と自然が程よく融合する「住みたい」と思えるような都市づくりを目指します。

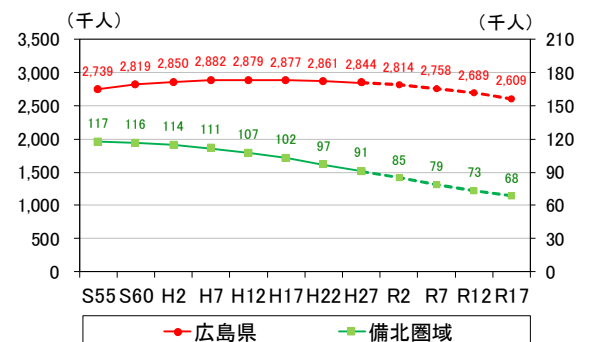
また、歴史的まちなみの保全と併せ、それらの景観や豊かな自然環境とレクリエーション施設等の地域資源を活用した観光周遊ルート形成などにより魅力あるまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心に暮らせる都市

激甚化する自然災害や懸念される南海トラフ地震等の広域災害の発生に対し、総合的な防災・減災対策によって、安全・安心に暮らせる都市づくりを推進します。また、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住していることから、災害リスクの高い区域の都市的土地利用の制限を行い、災害リスクの低い区域への居住の誘導に取り組みます。

(5) 住民主体のまちづくりが進む都市

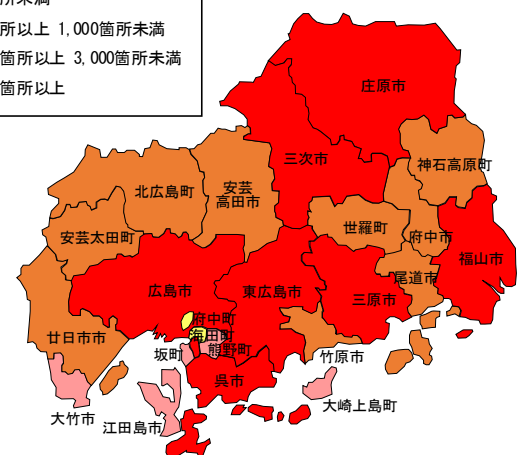
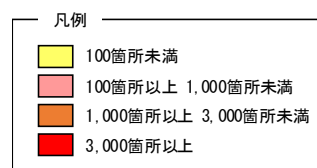
まちづくりを担う人材の育成と活躍できる環境の整備に努めるとともに、住民やまちづくり団体などと行政が協働することで、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目指します。



三次町のまちなみ
(三次市)

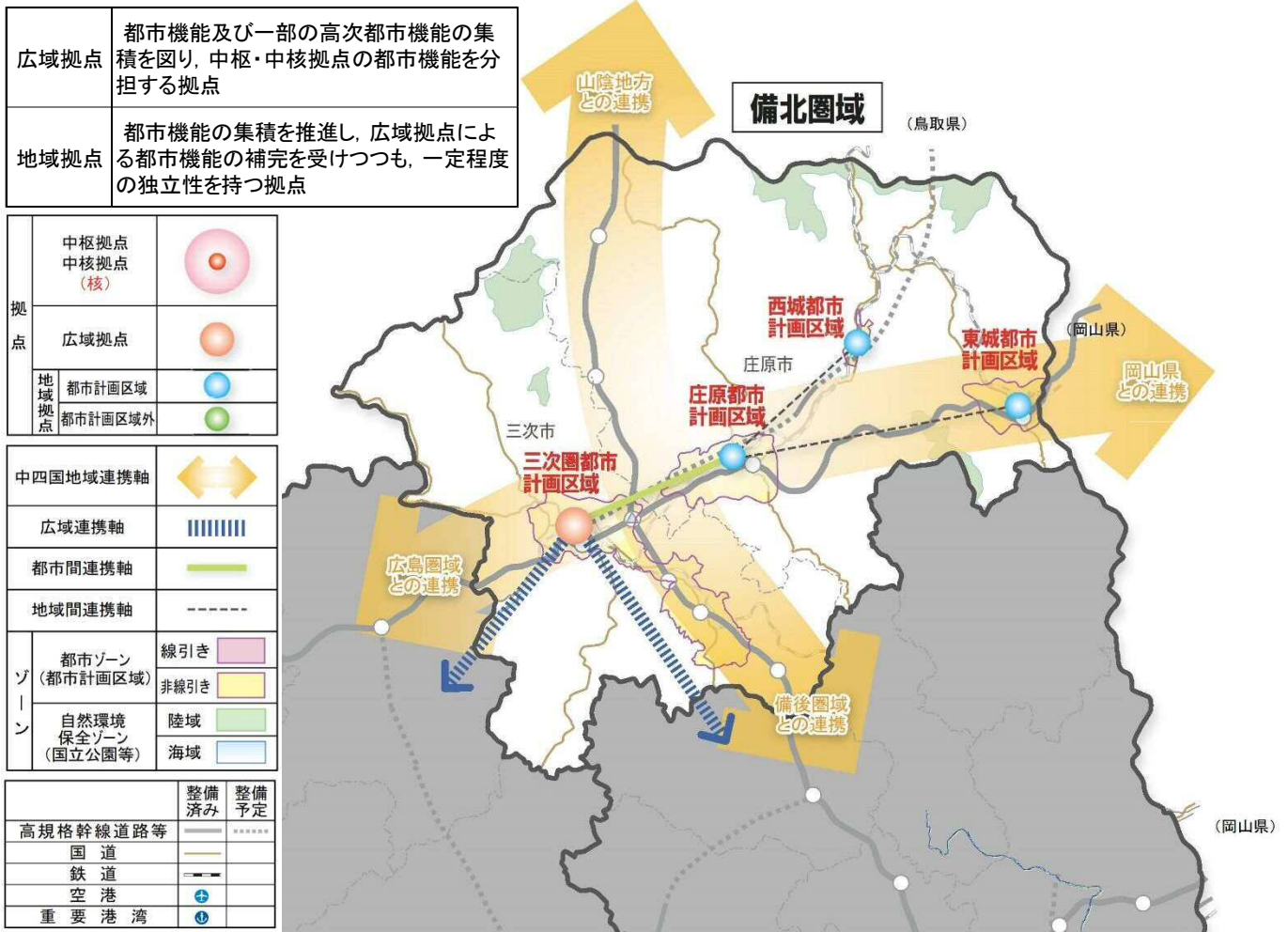


国営備北丘陵公園
(庄原市)



土砂災害警戒区域の指定状況
(参考) 備北圏域レッド内人家戸数 4,058 戸
(R2.3月時点)

3 将来都市構造



第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無 ●市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き設定の有無

都市計画区域名	区域区分	理由
三次圏都市計画区域	無	現在、区域区分を定めておらず、今後も、区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと推察される
東城都市計画区域		
庄原都市計画区域		
西城都市計画区域		

第5章 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・立地適正化計画の作成を促進し、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定します。これにより、長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図るとともに、都市機能の集約を図り、日常生活サービスを効率的に提供します。
- ・J R 駅周辺などの中心市街地においては、歩行空間の拡大や公園・緑地の充実など、ゆとりある空間をまちなかに形成するとともに、子育てに適した広くゆとりある居住空間を創出します。
- ・新型コロナ危機後の社会において、地方への移住ニーズが高まる中で、都市と自然が近接する広島県の強み等を活かし、ライフスタイルに応じたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図ります。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

【交通施設】

- ・**道路**：人口減少社会にあっても、圏域の持続的な発展のため、県境を越える井桁状高速道路ネットワークを最大限に活用し、これを補完する直轄国道や、地域高規格道路などの整備により、広域道路ネットワークの形成を推進します。あわせて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、交通施設の長寿命化等を実現し、良質な社会資本ストックの確保に努めます。
公共交通機関については、その維持を図るとともに、コミュニティバスや地域住民による自家用有償運送など、多様な代替交通の確保に努めます。また、公共交通への自動運転導入の検討やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、持続的な公共交通サービスの維持を図ります。
- ・**鉄道**：J R 芸備線、J R 福塩線の輸送改善や、路線バス等との間の乗換えの利便性の向上など、公共交通機関の機能強化と利用促進を図ります。



交通施設の整備方針図

【下水道及び河川】

- ・**下水道**：立地適正化計画や財政状況等を踏まえ、地域の実情に合わせた処理区域の見直しなどを行いながら、公共下水道の整備促進を図ります。また、効率的な下水道事業運営のため、市町の枠を超えた広域化・共同化の取組を推進していきます。
- ・**河川**：一級河川江の川水系、高梁川水系の各河川において、優先度の高い箇所から河川改修を進めます。

【防砂の施設（砂防設備等）】

- ・自然災害から住民の生命を守るため、被災地の砂防堰堤等の整備を最優先に取り組むとともに、代替施設のない大規模避難所や住宅密集地等を保全する箇所を優先的に整備します。また、防災知識の普及啓発などソフト対策の充実・強化を図り、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策に取り組めます。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・広域拠点では、官公庁施設・商業業務施設などの集積を活かしつつ、中心市街地やJR駅などの交通結節点周辺等において、低未利用地の有効活用やにぎわい創出など、都市機能の再構築を図るための手法として市街地開発事業の可能性を検討するなど、一層の拠点性の向上を図ります。
- ・庄原駅周辺地区（庄原市）において、土地区画整理事業により、幹線道路や駅前広場を整備することで地域公共交通の乗換機能を強化し、安全でにぎわいのある市街地環境を創出していきます。

4 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

- ・各市で作成する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域を含まないものとします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内などで行う防災対策・安全確保策を定めるものとします。
- ・現に宅地化していない区域について、新たに用途地域を指定しようとする場合は、原則として、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととします。
- ・災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用し、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行います。

5 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保に努めることとし、新型コロナ危機を契機に自宅近くの公園・緑地が再評価されていることを踏まえて一層の充実を図ることとします。
- ・備北圏域の豊かな自然環境については、その多面的機能を保全する観点から、森林や農地などに関する関連法令との連携や風致地区の指定などに努めます。

6 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

- ・地域ブランドを確立させ圏域内外の人を惹きつける、魅力あふれる都市を実現するため、地域資源を活かした魅力的な景観の保全・形成に努めることとし、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。また、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努めます。

7 住民主体のまちづくりに関する方針

- ・住民主体のまちづくりが進む都市を実現するため、まちづくりの手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援を行うとともに、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供、都市計画基礎調査データの活用・提供といった環境の整備を推進します。

第6章 各都市計画区域における課題と方針

都市計画区域	主要な都市計画の決定の方針
三次圏	広島圏域、備後圏域及び近接する島根県との広域的な交流・連携を図りながら、備北圏域全体の発展を牽引する役割を担います。このため、JR三次駅周辺や三良坂地区などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、(国)183号などの幹線道路の整備を推進します。
東城	隣接する岡山県とも連携を図りつつ、中国縦貫自動車道周辺地域の振興に向けた先導的役割を担います。このため、支所周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、(国)314号東城バイパスなどの幹線道路の整備を推進します。
庄原	三次圏都市計画区域と連携しつつ、庄原市全体の発展を牽引する役割を担います。このため、庄原駅周辺地区において、土地区画整理事業により、安全で賑わいのある市街地環境を創出していきます。
西城	庄原市や三次市の中心部による機能補完を受けつつ、支所周辺などにおいて、生活サービス機能の利便性向上を図るとともに、中山間地域ならではの心やすらぐ里山景観など、都市独自のイメージを形成する景観づくりを促進します。